

令和8年度

# 固定資産（償却資産）申告の手引き

令和7年12月



鳥羽市税務課

平素は、本市税務行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、償却資産の申告をいただく時期がまいりましたので、この手引きにより申告書を作成のうえ、ご提出ください。期限間近は窓口が混みあいますので、余裕をもってご提出いただきますようご協力願います。

## 申告期限

令和8年2月2日（月）

## 提出先及び問合せ先

〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号  
鳥羽市税務課固定資産税係  
電話（0599）25—1133

## 償却資産とは

会社や個人で工場や商店を経営している方や、駐車場やアパートを貸し付けている方などが、その事業のために用いている構築物、船舶、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

## 申告していただく方は

工場や商店を経営したり、駐車場やアパートを貸し付けたりする事業を行っている方などで、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくこととなっています。

申告書が送られてきた方で、償却資産をお持ちでない方は、お手数ですが「該当資産なし」にチェックして申告書をご提出ください。

## ご注意

過去に取得した償却資産で申告漏れがあった場合、遡って固定資産税（償却資産）を納付していくことがございます。

正当な理由なく申告されない場合は、過料を科せられるほか、延滞金を徴収されることもあります。

# I. 債却資産申告書の記入方法

- ◎申告書及び種類別明細書は2部複写（提出用・控用）となっておりますので、提出用のものをご提出ください。
- ◎前年より増減がない場合は、申告書の20. 備考欄の増減無し欄にチェックしてください。

令和8年度 鳥羽市長 殿										償却資産申告書(償却)				
所 有 者	フリガナ 住 所 〔納稅通知書送付先〕 電話番号	トバ シトバ				鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 0599-25-1133								
		トバ シトバ				鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 トバ ウミヒコ				鳥羽 海彦 海幸屋				
1	3 〔法人にあってはその名 称及び代表者の氏名〕 屋号	昭和 8 年 11 月 1 日				昭和 8 年 11 月 1 日								
2	4 公簿上の生年月日 又は設立年月日													
資産の種類														
		前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年に取得したもの (ハ)				計
1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	4
2	機械及び 装 置	5	564	000										
3	船 舶	16	000	000										
4	航 空 機	18	550	000										
5	車両及び 運搬 具													
6	工具、器具 及び備品	3	600	000										886,800
7	合 計	43	714	000										14,486,800
資産の種類														
		※ 評 価 額 (ホ)				※ 決 定 価 格 (ヘ)				※ 課 稅 標 準 額 (ト)				数
1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
2	機械及び 装 置													
3	船 舶													
4	航 空 機													
5	車両及び 運搬 具													
6	工具、器具 及び備品													
7	合 計													
【評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)】														
当市の様式で明細書を提出いただく場合は記入不要です。 <u>※ただし、電算処理により全資産申告される場合</u> は必ず記入してください。														

⑤【個人番号又は法人番号】

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）又は法人番号を記入してください。

⑥【事業種目・資本金又は出資金の額】

事業種目を具体的に記入してください。また、法人の場合は、資本金、出資金を記入してください。

⑦【事業開始年月】個人の場合は、事業を開始した年月、法人の場合は、設立年月を記入してください。

⑧【この申告に応答する者の係及び氏名】この申告の担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

⑨【税理士等の氏名】経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

資産課税台帳)

帳票識別コード			
申告区分	□当初申告	□修正申告	
処理方式	□一般処理	□電算処理	
申告書等送付番号			
5 個人番号又は法人番号	123456789012		10 短縮耐用年数の承認 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6 事業種目	旅館業・漁業		11 増加償却の届出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
7 資本金又は出資金の額	1000万円		12 非課税該当資産 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
8 事業開始年月	昭和 28 年 3 月		13 課税標準の特例 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9 この申告に応答する者の係及び氏名 電話番号	鳥羽 海彦 25-1133		14 特別償却又は圧縮記帳 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
10 税理士等の氏名 電話番号	税務 太郎 25-1133		15 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法
			16 青色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(イ) - (ロ) + (ハ) (-) ト合計 百万 千 円 8 164 000	17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	鳥羽三丁目1番1号 ① <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家 ② <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家 ③ <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家	
16 000 000			
20 650 000			
	18 借用資産	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	19 貸主の名称等	東京都○○区○○町○○○○株式会社	
3 836 800	20 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有・ <input type="checkbox"/> 借家	
48 650 800	21 資産の増減	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
量	22 □ 該当資産なし		
	23 □ 課税標準の特例名称 ( 内航船舶に係る課税標準の特例 )		
	24 □ 転出・廃業・解散・その他( ) (令和 年 月 日)		
	備考(添付書類等)		

⑩～⑯

該当する方をし、「有」の場合は、P9・P10を参照してください。

⑰【資産の所在地】

事務所等の資産について、自己所有または借家のいずれか該当する方にし、市内における資産の所在地を記入してください。

⑱【借用資産】

借用の有無について、該当する方をし、「有」の場合は貸主の住所、名称等を記入してください。

⑲【事業所用家屋の所有区分】

該当する方をしてください。

⑳【資産の増減】

前年中の増減の有り・無しにしてください。

㉑【該当資産なし】

申告する償却資産がない場合にしてください。

㉒【課税標準の特例名称】

⑯で「有」にした際には、課税標準特例の名称を記入してください。

㉓【転出・廃業・解散・その他】

転出・廃業等をした場合はチェックし、転出・廃業等をした年月日を記入してください。

㉔【備考(添付書類等)】

次のような事項を記入してください。

- 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名等
- 「短縮耐用年数承諾書の写し」、「増加償却の届出書の写し」、「非課税償却資産申請書」等、添付した書類の名称

## II. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産を記入してください。

はじめて申告される方や、毎年全資産を申告されている方は、市内に所有するすべての資産を記入してください。課税標準の特例のある資産を取得された場合、「摘要」欄に適用条項を記入してください。

### 【異動区分】

「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字を記入してください。

昨年度登録された全資産を打ち出しています（電子申告されている場合、打ち出しはありません）。

### ※ 【資産の種類】

数字で記入してください。

- 構築物 · 1
- 機械装置 · 2
- 船舶 · 3
- 航空機 · 4
- 車両運搬具 · 5
- 工具器具備品 · 6
- (種類の説明は、P 7 を参照してください)

### ② 【資産の名称等】

漢字、カタカナ、ひらがな、数字、英字を用いて記入してください。

### ③ 【数量】

資産の数量を記入してください。

### ④ 【取得年月の年号】

英字で記入してください。  
昭和:S 平成:H 令和:R  
相続の場合は、元の取得年月を引き継いでください。

### 【訂正】

前年度登録資産で、昨年中に資産の名称や取得年月等に訂正のある場合は、該当箇所を訂正してください。

### 【元日取得】

「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1を記入してください。

行番号 (001)	異動区分 (002)	資産種類 (003)	物件番号	資産の名称等	数		取得年月 (010)		元日取得 (011)	
					量 (004)	年号 (011)	年 (012)		月 (013)	日 (014)
							年 (012)	月 (013)		
01		1		サンパン	1	S	51	04		
02		1		ホソウロメン	1	S	56	05		
03		2		ノリセンシドウカンソウキ	1	H	11	09		
04		3		FRPギヤセん センタイ	1	H	11	10		
05	2	3		—FRPギヤセー—エ—シ—	—	H	01	10		
06	2	6		テレビ	3	H	17	12		
07		6		クーラー	5	H	23	05		
08	3	6		冷蔵庫(シグマリーズ) —レイ—ウコ—	1	H	08	04		
09		6		チュウボウセツビ		H	23	05		
10	1	1		庭園	1	R	05	04		
11	1	3		FRP漁船	1	R	05	01		
12	1	6		カラーテレビ	2	R	05	02		
13	1	6		冷蔵庫	1	R	05	07		
14		6		カラオケセット	1	R	05	01	1	
15										
16										
17										
18										
19										
20										

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。  
注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両等  
注意3 「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。  
注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。  
注意5 「処理方式」が一般処理の場合は、異動区分が2減少の資産について、「(1)取扱い  
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 買取、4譲り、5移動、6その他

## ⑤【取得価格(イ)】

当該資産の取得価額を記入してください。

なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、固定資産税上は認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

## ⑥ 【耐用年数】

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください。

## 【摘要】

次のような事項をご記入してください。

1. 課税標準の特例の適用のある資産を取得した場合は、適用条項（P 9 参照）
  2. 耐用年数の変更があつた場合は、その時期及び旧耐用年数(税制改正による変更を除く。)
  3. 耐用年数の短縮の承諾を受けた資産は、その旨の表示（P 10 参照）
  4. その他価額の決定に必要な事項

### 【一部減少・全部減少】

「処理方式」が「一般処理」の場合、「異動区分」が2減少の資産について、「(イ)取得価額」は減少後の「取得価額」

((例)全部減少の場合は  
「0」が入ります)を記  
入してください。

### 【增減事由】

「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字を記入してください。

### III. 債却資産のあらまし

#### 1. 債却資産の範囲

##### 申告する資産とは

固定資産税が課税される債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、おむね次のような資産をいいます。

- ・税務会計上、減価償却の対象となる資産
- ・簿外資産や債却済資産で1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- ・建設仮勘定で経理されるもののうち、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- ・遊休及び未稼働資産であっても1月1日現在において事業の用に供することができる状態にある資産
- ・清算中の法人で自ら清算事務の用に供している資産
- ・他の事業者に事業用として貸し付けている資産

注：債却資産の価値を増加させるための費用は、改良費として本体とは別に申告してください。

割賦販売による所有権留保付債却資産にあっては、原則として買主が申告してください。

なお、摘要欄に買主が当該債却資産の所有権を取得する予定の年月日を記入してください。

##### ◎ 債却方法と取得価額による申告対象の一覧

○・・・申告対象

×・・・申告対象外

債却方法	取 得 価 格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例*	—	○	○	—
一時損金算入	×	—	—	—
3年一括債却	×	×	—	—

\*中小企業者等の少額資産特例を適用できるのは平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの

##### 申告する必要のない資産

次のような資産については、課税の対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ・自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ・無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権等）
- ・耐用年数1年未満の減価償却資産又は取得価額が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時的に損金算入されるもの及び取得価額が20万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一括して損金に算入する方法の対象とされるもの

## 課税対象となる償却資産の種類

課税の対象となる主な償却資産を資産の種類別に分類すると次のようにになります。

種類	例
第1種 構築物	橋、岸壁、桟橋、ドック、軌道、貯水池、水槽、打込井戸、門、塀、庭園、舗装道路、舗装路面、煙突、広告塔、ネオン塔、その他土地に定着する設備、内装等
第2種 機械及び装置	電気機械、医療機械、工作機械、土木機械、建設機械、印刷機械、工場等の受変電設備等の建築設備、運搬設備（コンベア、巻上機、起重機等）、太陽光発電設備等
第3種 船舶	一般船舶（鋼船、FRP、木船）、漁船（鋼船、FRP、木船）、モーターボート、貸ヨット、貸ボート等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両及び運搬機	キャタピラを有する自動車、ロードローラー、タイヤローラー、ショベルローダー、フォークリフト、農耕作業用けん引車、土木作業用けん引車、タンク車等の特殊自動車、構内運搬車等
第6種 工具・器具及び備品	机、イス、ロッカー、金庫、ルームエアコン、冷蔵庫、計算機、レジスター、放送設備、テレビ、パソコン、ステレオ、応接セット、マネキン人形、理容及び美容機器、陳列ケース、看板、金型、測定工具、取付工具、雑工具、医療器具、自動販売機等

## 2. 建築設備における家屋との区分

### 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、運搬設備、塵芥処理施設等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

### 建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は、固定資産税の取扱上、次の区分により家屋と償却資産とに分離して課税されます。

A：償却資産とするもの・・・区分表（P8 参照）のA欄の建築設備のように単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの、または、独立した機器としての性格の強いものは償却資産として課税されます。

B：原則として家屋に含めるもの・・・区分表（P8 参照）のB欄の建築設備のように通常家屋に固定され、家屋と一体となって効用を全うするものは家屋に含みます。ただし、貸ビル、貸店舗等で賃借人が施工した建築設備等については、取引上の独立性及び賃貸借人相互の合意等を考慮し、事業用であれば償却資産の対象となります。

## 建築設備の家屋と償却資産の区分表

設備の種類	A. 償却資産とするもの		B. 原則として家屋に含めるもの (家屋と一体になっているものに限る。)
電気設備	変電設備(配線を含む)、蓄電池設備及び発電機設備(配線を含む)、中央監視制御装置(配線を含む)、生産用動力配線、電話交換機、電話電源装置、電話機、マイクロホン及び拡声器(インターホン設備)、整流器及び蓄電池(呼出及び表示装置)		照明設備、電灯配分電盤、電灯配線、動力スイッチ、動力開閉器、動力操作盤、動力配線、電話配線及び配管、インターホン配線、電鈴、表示設備、火災報知機及び配線
	拡声装置	マイクロホン、拡声器	配線
	電気時計設備	時計、配電盤、充電器、時報時計 電光時計、モーターサイレン	配線
ガス設備	メーター、屋外配線		配管
給水設備	井戸、独立高架水槽		揚水ポンプ、モーター、ばつき設備、沈殿設備、ろ過設備、受水槽、高架水槽、止水栓ポンプ、配管
給湯設備	中央式給湯法	独立煙突及び煙道	ボイラー、貯湯槽、配管
	局所式給湯法	湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー他	
排水設備			排水ポンプ、排水管
衛生設備			水飲器、流し台、浴槽、シャワー、洗面器、手洗器、浄化槽
消火設備	ホース及びノズル、消火器		消火栓設備、スプリンクラー、ドレンジャー
換気設備			換気扇、送排風機、ダクト、ベンチレーター
空調設備	パッケージエアコンディショナー(空気分配装置のない単独型のもの)、ウインドクーラー		空気清浄機、空気ろ過機、給湿装置、冷凍機、消音装置、防振装置、遮音装置、ダクト、吹出口、ボイラー及び付属設備
避電設備			避電装置
運搬装置	気送子		エレベーター、リフト、ダムウェーター、エスカレーター、ベルトコンベア設備、気送管設備、メールショート
塵芥処理設備	独立焼却炉、独立煙突及び煙道		ダストショート、焼却炉
その他の特殊な設備	可動間仕切り		舞台装置、自動扉装置、金庫扉

### 特定の生産または業務用の設備の取扱い

下記のア～クの設備は上記の区分表にかかわらず、すべて償却資産として課税されます。

なお、これらの設備は税務会計上おおむね機械及び装置に含まれます。

ア 工場における動力源としてのボイラー、動力配線、発変電設備

イ 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調和設備、集塵設備

ウ 冷凍、冷蔵倉庫、製氷業の冷凍冷蔵設備(配管を含む)

エ 公衆浴場(個室付浴場業を含む)の給排水設備及びボイラー設備

オ 映画、演劇、興業場のスクリーン(映写用)設備、局所照明設備(スポットライト等)

カ 百貨店、旅館、飲食店、クラブ、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備または衣類の洗濯設備等のサービス設備

キ 機械式立体駐車設備

ク 工場及び営業用倉庫の荷物専用エレベーター、リフト設備

### 3. 固定資産税（償却資産）について

区分	説明
納 稅 義 務 者	令和8年1月1日現在における償却資産の所有者
税 額	償却資産課税台帳の登録価格（課税標準額）に税率の1.4／100を乗じた額です。 (課税標準額) (税率) (税額) 計算例・・・・・ 2,000,000円×1.4／100=28,000円
免 税 点	償却資産の課税標準額となるべき額（全資産の合計額）が150万円未満の場合は課税されません。 <b>（免税点未満と判断される場合であっても申告が必要です。）</b>
課税台帳の閲覧	鳥羽市税務課において、所有者に対し閲覧に供します。 (4月1日から最初の納期限の日（土日祝祭日を除く）の間は無料)

### 4. 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

#### ○課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

※令和7年11月時点

特例対象施設等	適用条項	適用期間	特例率	添付書類
内航船舶（遊覧船、遊漁船、モーターボート等は除く。）	地方税法 第349条の3第5項	永年	1/2	
再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した太陽光発電設備（R6.4.1からR8.3.31までに取得した自家発電用のもの）	地方税法附則 第15条第25項	3年	2/3 又は 3/4	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
先端設備等 (R7.4.1からR9.3.31までに取得のもの) ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	地方税法附則 第15条第43項	3年 から 5年	①1/2 ②1/3	・認定支援機関の投資計画確認書、確認依頼書 ・基準への適合状況に関する書類（認定支援機関の提出したもの） ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書類（左欄②の特例率適用を希望する場合のみ）

※特例資産を取得された方は、種類別明細書（増加資産、全資産用）の摘要欄に適用条項を記入し、当該資産の「カタログ」、「関係官公庁へ提出した書類の写し」を添付してください。

※詳細については、税務課固定資産税係へお問い合わせください。

## 5. 短縮耐用年数、増加償却、特別償却、圧縮記帳の取り扱い

### (1) 短縮耐用年数について

法人税法施行令第 57 条第 1 項または所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により、短縮耐用年数を適用している場合は、国税局長の承認書の写しを添付してください。

### (2) 増加償却について

法人税法施行令第 60 条または所得税法施行令第 133 条の規定により増加償却をしている場合は、税務署長へ届け出た書類の写しを添付してください。

### (3) 特別償却または圧縮記帳について

租税特別措置法に基づく特別償却を適用した資産を取得した際でも、固定資産税の取扱いでは圧縮額を損金に算入した場合の圧縮記帳の制度は認められていませんので、記入漏れのないよう注意してください。種類別明細書（増加資産、全資産用）の取得価額欄は、圧縮前の取得価額を記入してください。

## 6. 国税との主な違い

項目	地方税の取扱い (固定資産税)	国税の取扱い (法人税法・所得税法)
償却計算の基準日	賦課期日 (1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は 固定資産税定率法を適用(固定 資産評価基準別表第15に定めら れた減価率を用いる) ※ 法人税法等の旧定率法で用 いる減価率と同様	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制度 <b>【定率法選択の場合】</b> ・平成19年4月1日以降に取得 された資産は「定率法」を適用 ・平成19年3月31日までに取 得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
即時償却・特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)まで
改良費の評価方法	改良費は区分して評価します。	改良費は合算して評価します。
中小企業者の少額減額償却資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず 認められません。	認められます。

## 7. 固定資産税における課税免除及び不均一課税について

鳥羽市では、次の場合、固定資産税についての課税免除又は不均一課税を行っています。該当する場合は、毎年1月31日までに申告が必要ですので、鳥羽市税務課へご連絡ください。

根拠法令	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (第24条)	離島振興法 (第20条)
地域	鳥羽市全域	離島地域
期間	3年間	
軽減内容	課税免除	税率を0.14%とする。
対象事業の種類	① 製造業 ② 旅館業 (下宿営業を除く。) ③ 情報サービス業等 ④ 農林水産物等販売業 (市内で生産された農林水産物又はその農林水産物を原料・材料として製造、加工・調理したものを店舗において主に市外の人に販売することを目的とする事業)	① 製造業 ② 旅館業 (下宿営業を除く。) ③ 情報サービス業等
対象事業に供する設備等の取得価格の合計額	上記①②については、 個人又は資本金5,000万円以下の場合、 <u>500万円以上</u> 資本金5,000万円超1億円以下の場合、 <u>1,000万円以上</u> 資本金1億円超の場合、 <u>2,000万円以上</u> 上記③④については、資本金にかかわらず <u>500万円以上</u> のもの	上記①②については、 資本金5,000万円以下の場合、 <u>500万円以上</u> 資本金5,000万円超1億円以下の場合、 <u>1,000万円以上</u> 資本金1億円超の場合、 <u>2,000万円以上</u> 上記③については、資本金にかかわらず <u>500万円以上</u> のもの
申告区分	青色申告	
対象となる資産	・家屋：直接、事業の用に供する部分 ・償却資産：旅館業以外の用に供する機械及び装置 ・土地：取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった土地で、直接事業の用に供する部分	

# 法人番号・個人番号（マイナンバー）の記載について

平成28年1月1日以降に提出する償却資産申告書の様式に個人番号の記載欄が新設されました。個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、本人確認資料（個人番号確認資料+顔写真付身元確認資料）の提示が必要となりますので予めご了承ください。

## 1. 法人番号の記載

13桁の法人番号は、公表されることを前提とした番号です。

間違いのないよう注意してご記載ください。法人番号確認書類の添付は必要ありません。

## 2. 個人番号の記載

12桁の個人番号は、住民票を有する全ての方に通知される大切な番号です。

個人情報の漏えい、成りすまし等を防ぐため、個人番号が記載された申告書の受付には本人確認が必要です（郵送の場合は下記を参考に確認書類の写しを同封してください）。

### 【本人による申告の場合】（一般的な本人確認方法）



個人番号カード（写真付のもの）：これ1枚で可

↓ 個人番号カードがなければ

通知カード

又は

個人番号記載の住民票の写し

運転免許証等（写真付）が必要

+

↓顔写真付の証明書がなければ

通知カード

又は

個人番号記載の住民票の写し

2種類以上の証明書

（公的医療保険の被保険者証や年金手帳等）が必要

+

### 【代理人による申告の場合】（一般的な代理申告方法）

①委任状（代理権の確認）、②代理人の運転免許証等（代理人の身元確認）、③所有者の個人番号カードや通知カードの写し（本人の番号確認）が必要です。

（税理士の場合は、①税理代理権限証書、②税理士証票、③所有者の個人番号カード又は通知カードの写し。）

申告書への番号記載場所は下記矢印部分となります。

令和8年1月12日 烏羽市長 殿

令和8年度  
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印	1 〔納税通知书添付先〕 電話番号 トバシトバ 0599-25-1133	5 個人番号又は 法人番号 123456789012	10 延繰用年数の承認 無効業者名簿 増加償却の届出 □有・□無
所有者	2 〔公算上の住所又は用地地址〕 トバシトバ 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号	6 資本金又は出資金の額 1000万円	12 非課税該当資産 □有・□無
	3 〔法人によってはその他の 種及び品目の氏名〕 品名 鳥羽 海彦	7 事業開始年月 昭和 28年 3月 13	13 課税標準の特例 □有・□無
	4 〔公算上の生年月日 又は設立年月日〕 生年月日 昭和 8年 11月 1日	8 この申告に付する 者の氏名 電話番号 25-1133	14 特別償却又は正縮記帳 □有・□無
		9 税理士等の氏名 税務 太郎 電話番号 25-1133	15 稽査会計上の償却方法 □定額法・□定率法 16 青色申告 □有・□無